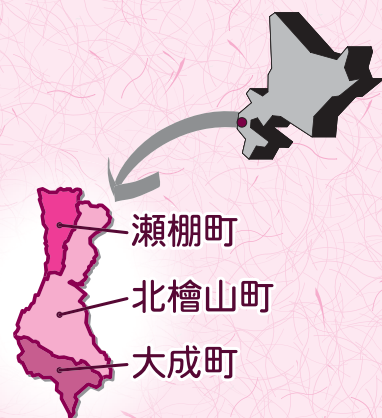


豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にするまちをめざして



第3・4回合併協議会

新町へ向けて
活発な議論を展開！

新町の名称を募集します

詳しくは募集チラシをご覧ください

第3号
2004.6

編集・発行 檜山北部3町合併協議会事務局

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp

第三回合併協議会開催	2
第一回新町名候補選定小委員会開催	5
第四回合併協議会開催	6
檜山北部3町を訪ねて	
第二回 瀬棚町	10

新町へ向けて

活発な議論を展開！

第3回合併協議会開催

第3回檜山北部3町合併協議会が、平成16年5月14日（金）に大成町町民センターで開かれ、「事務所の位置」「財産及び公の施設の取扱い」「議会の議員の定数及び任期の取扱い」「新町建設計画」についての協議を行ないました。

回を重ねるごとに、活発な意見が出され、熱心な議論が行なわれました。

報告事項

◎合併協議会委員の変更

瀬棚町議会議員の任期満了に伴う改選により、笠原誠作委員にかわり桜井明雄氏が新しく選任され、会長から協議会委員の委嘱状が交付されました。

議案事項

◎新町名候補選定小委員会運営要綱

小委員会の運営要綱案が提出されました。この委員会は、協議会委員のうちから各町の長、議会の議長または議会の議員各町一名、町民代表各町一名、檜山支庁地域政策部長一名の合計十名で構成されています。
（構成委員は五ページに掲載しています）

■主な意見・質問

質問—小委員会での協議事項については、その経過、結果を協議会に報告することになっていますが、単なる報告でとどめるのですか。

回答—小委員会は調整なり検討する組織で、決定する権限はありません。協議会の全体協議で決定いたします。

協議事項

◎事務所の位置（承認）

住民の利便性などを考慮した結果、北檜山町役場の現庁舎を本庁舎とし、大成町・瀬棚町に支所を置く旨の提案がありました。

■主な意見・質問

意見—任意協で調整された北檜山町が順当な決定だと思われます。

質問—常識的に考えれば、そう落ちつかざるを得ないのかなと思うのですが、ただ利便性という言葉で片づけられてしまうと理解に苦しみます。なぜ、北檜山がいいのかを明確にしたほうがいいと思います。

回答—確かにこの町も本庁を欲しいということに間違いはありません。これはだれも同じ思いなのです。それぞれ反論もあるかと思いますが、北檜山町が三町の一番中心で、ここから来ても、やはり利便性からいくと、北檜山がいいということになります。

「異議なし」という声がありました。

質問—できれば事務的作業を進められた方からの答弁をいただければと思いますすがいかがでしょうか。
回答—建てて間もなく、相当大きな規模で建築されている北檜山の庁舎が十分対応できるのではないかと考え、利便性と財政面の上からも北檜山町の庁舎が本庁舎として最適だと思われま。

※ 支所・出張所

支 所—市町村内の特定区域を限定し、主として市町村内の事務の全般にわたってつかさどる事務所を意味します。

出張所—住民の便宜のために、市役所または町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置する、いわゆる市役所または町村役場の窓口の延長です。



協定項目
4

事務所の位置

調整内容

北檜山町役場の現庁舎を本庁舎とし、大成町役場及び瀬棚町役場の現庁舎は、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所的な組織とする。

新設合併は新たな法人格が発生することとなるため、条例で事務所の位置を定めることになります。基本的な庁舎機能の方式としては、「本庁舎方式」、「分庁舎方式」、「総合支所方式」の3通りがありますが、協議の結果、原則として総合支所方式とすることが承認されました。

	【本庁舎方式】	【分庁舎方式】	【総合支所方式】
概要	現在ある3町庁舎の組織・機構を1箇所に集中する方法。他の庁舎は窓口的な機能を持たせた支所、出張所とする。	現在ある3町の庁舎を「分庁」として、行政機能を各分野ごとに振り分ける方法。	管理部門や事務局部門を除き、現在の3町の庁舎へそのまま行政機能を残す方法。
住民サービス	住民への応急的なサービスが遅滞する恐れがある。本庁舎所在地以外の住民に対しては、多少なりとも不便であるという印象をもたれる。	各業務部門で窓口が分散するため、住民が戸惑う恐れがあり、周知が必要である。 庁舎所在地以外の住民に対しては、不便を強いることになる。	現状に最も近い状態を維持できるため、円滑に移行できる。 住民サービスが今までどおり違和感なく提供できる。
事務効率化	人件費削減、事務の効率化が図れる。	本庁への職員連絡等が不便になるなど、管理上の非効率が生じる。	本庁舎方式と比較すると事務の効率化が図りにくい面があるが、総合的な住民サービスが可能となる。人件費等の削減が余り期待できず、合併による事務効率化が余り生かされない。 新町の一体感が醸成されにくくなる。

◎財産の取扱いについて（承認）
合併時には基金などプラスの財産だけでなく、起債、債務などマイナスの財産も新町に引き継ぐこととなるため、マイナスの財産は新町の財政状況を悪化させないよう慎重に取り扱うなどの説明がありました。

■主な意見・質問
意見—原案どおりでいいと思います。対等合併の場合、すべての債務財産は共通のものとするということは大事故だと思います。

協定項目 5

財産及び公の施設の取扱い

調整内容

3町の所有する財産、債務及び公の施設は、すべて新町に引き継ぐものとする。基金については、その趣旨・目的に応じて統合し、新町においてその取扱いを調整する。

市町村の合併に伴う財産処分については、地方自治法第7条第4項に「関係市町村が協議して定める」とされています。

【基金の調整方法】

- 統合—同一内容…制度上同じであるので、現行のまま新町に引き継ぐ。
—一本化…新町の事務事業と一体化し、新町に引き継ぐ。
- 再編—現行には基づかず、新たな制度に再編する。
- 廃止—「統合」「再編」も行わず、既存制度を廃止する。
- 調整猶予—現行どおりまたは地域限定として、新町において整理する。
- その他—上記以外のいずれにも該当しない調整。

協定項目 6

議会の議員の定数及び任期の取扱い

調整内容

多種多様な問題があることから、小委員会を設置し、その中で検討する。

議会の身分に関する取扱いについては、次の選択肢のうち、いずれか1つを選択することになります。

【1】合併特例法による特例を適用しない

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条に定める人数「22人（合併後の新町村議員の上限定数）」を超えない範囲内において定めた定数による。

【2】合併特例法第6条による定数に関する特例を適用する

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条に定める人数「22人」の2倍を超えない範囲内で定数を定めることができる。（設置選挙に限り有効）

【3】合併特例法第7条による在任に関する特例を適用する

合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。

◎議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
提案された調整内容について説明がありました。この問題については多種多様な問題があるということで小委員会を設置し、その中で検討をしていくことに決まりました。

■主な意見・質問
意見—この件に関しましては、相当議論が必要だと思われますので、小委員会の設置を望みます。

協定項目
22

新町建設計画

調整内容

小委員会を設置し、素案について検討する。

合併しようとする市町村は、合併特例法により合併協議会において新町建設計画を作成することとされています。その具体的な内容は合併協議会において自主的な判断により決定されるものですが、合併特例法では新町建設計画に盛り込むべき事項として、次の4つの事項が示されています。

- 【1】新町建設計画の基本方針
- 【2】新町の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 【3】公共的施設の統合整備に関する事項
- 【4】新町の財政計画

◎新町建設計画について

概要としては、三町の住民に対して新町の将来に関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという新町のまちづくりプランとしての役割を果たすものであり、新町の将来進むべき方向を示すものです。任意協議会で作成したまちづくりプランを基本とし、合併特例法に規定されている四項目を加え、また北海道が示している建設計画策定に関する資料を参考にして策定していくなどの説明がありました。

■主な意見・質問

意見—各分野にわたってのいろいろな資料づくりやガイドラインづくりですので、専門の業者に委託してという話が出ましたが、これは住民のための合併だということを徹底して委託していただきたいと思います。会長—十分認識して作成いたします。新町建設計画の素案について検討するため、新町建設計画策定小委員会を設置し、当分の間、小委員会に付託をしたいと思います。

第1回

新町名候補選定小委員会

日時 平成16年5月18日（火）
午後3時
場所 北檜山町役場 第1委員会室

主な議題

- ・委員長及び副委員長の互選
会議録署名委員の指名
- ・新町名の候補の選定方法
- ・新町名募集要領
- ・新町名候補選定基準
- ・新町名候補選定スケジュール
- ・新町の名称募集チラシ

当協議会では新たな町を設置する「新設合併」とすることとしています。新設合併とは、合併前の市町村を廃止して、新たな市町村を置くことです。合併前的大成町、瀬棚町、北檜山町の3町の法人格が消滅し、新たな町として1つの法人格が発生するため、3町の名称は廃止されることになり、新町の名称を新たに定める必要があります。

「新町名候補選定小委員会」では選定基準を定め、その基準に基づき応募作品の中から新町の名称としてふさわしい候補名を5～10点程度選定し、これを協議会に報告して、協議会での協議により新町名を決定します。



委員長	
大成町	花田千賀志（町長）
副委員長	
瀬棚町	柳田 眞（議会議長）
委員	
大成町	佐々木陸郎（議会議員）
	成田 直彦（町民代表）
瀬棚町	平田 泰雄（町長）
	新保 静夫（町民代表）
北檜山町	内田 東一（町長）
	真柄 克紀（議会議員）
	石川 文枝（町民代表）
檜山支庁	小田 千秋（地域政策部長）

第4回合併協議会開催



第4回檜山北部3町合併協議会が、平成16年5月28日（金）に北檜山町健康センターで開かれました。

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」「地方税の取扱い」「一般職員の身分の取扱い」「条例、規則等の取扱い」「慣行の取扱い」について、それぞれ協議を行ないました。

農業委員会委員については、法改正を見定めながら調整することとして、継続審議をすることとなりました。

報告事項

◎新町名候補選定小委員会経過報告
第一回新町名候補選定小委員会（五月十八日開催）において、新町名は、現町名を含めた公募で選定する方法に決定したこと等の報告がありました。

■主な意見・質問

質問—応募資格が年齢を問わずとなつていますが、新町名の理由を述べるところもありますので、例えば小学校以上とかのある程度の年齢制限が必要と思いますが。

回答—常識的にいって幼児の段階から応募が来るとは考えられません。合併の問題は親子で家庭内のコミュニケーションが図れると考えられ、年齢制限する必要はないと思います。

議案事項

◎新町建設計画策定小委員会運営要綱

小委員会の運営要綱案が提出され、説明がありました。

この委員会は、大成町、瀬棚町及び北檜山町が合併した場合における新町のまちづくりプラン（新町建設計画）の作成について、協議または調整するものです。

協議事項

◎農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

調整内容案が示され、現在国会に提案されている法改正を十分見定めながら調整していくなどの意見が出され、継続審議をしていくことが承認されました。

■主な意見・質問

意見—議会議員の定数・任期の問題とあわせて、小委員会へ付託してはどうでしょうか。

意見—現在、国の方では合併との関係で農業委員会の設置基準を区域や農地面積等検討しているようです。任期の問題も絡んでくると思います。ですから、この問題については継続審議ということで、その状況を見ながら進めたほうがいいと思います。

協定項目
7

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

調整内容

農業委員会等に関する法律の一部改正があることから、継続審議とする。

新設合併の場合は、3町の法人格が消滅するため、原則として農業委員会の委員はすべて身分を失うことになります。このため協議を行ない、

- ① 農業委員会等に関する法律などの規定に基づき、選挙を行う
 - ② 合併特例法の規定による在任特例を適用させる
 - ③ 農業委員会等に関する法律の規定による農業委員会を2つ以上とする規定を適用させる
- の中から選択することになります。

協定項目
8

地方税の取扱い

調整内容

3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 個人町民税については、次のとおり取り扱う。
 - ア 個人町民税均等割は、標準税率を適用する。
 - イ 納期は、瀬棚町の例による。
- ② 固定資産税の納期については、大成町の例による。
- ③ 特別土地保有税免税点については、北檜山町の例による。
- ④ 入湯税については、次のとおり取り扱う。
 - ア 税率は、宿泊客に標準税率を適用する。入浴客は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併後3年間は不均一課税とする。
 - イ 課税免除は、類似団体を参考に合併時に調整する。
- ⑤ 納税奨励金は廃止する。

農業委員会とは

農業委員会は、地方自治法により、市町村に設置が義務づけられた行政機関で、農業者によって選ばれた農業委員を中心に構成される合議体の行政委員会です。

地域農業振興に関するさまざまなことを行ない、農地の権利移動の許可、地域農業の振興計画策定などが主な業務です。

◎ 地方税の取扱い（承認）
合併特例法では合併により均一の課税をすることが著しく均衡を欠く場合は、合併年度とその後5年間に限って不均一の課税をすることができます。
三町で差異のある税制については、提出された調整案が原案のとおり承認されました。

■ 主な意見・質問

意見—税制については各町違う面がある、まとめるためには期間も必要だろうと思われます。各方面でこれだけ苦勞されたこの内容に沿って進めていければと思います。

地方税の規定により町が課することのできる税目

地方税	普通税	町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉾産税、特別土地保有税
	目的税	入湯税、国民健康保険税

協定項目
9

一般職員の身分の取扱い

調整内容

- ① 3町の一般職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- ② 新町の職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- ③ 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化から調整し、統一を図る。
- ④ 給与については、国給料表を基準とし、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。なお、現職員については現級を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行なうものとする。

◎一般職員の身分の取扱い（承認）
一般職員は勤務先の法人格の消滅に伴い、失職することになります。が、合併特例法第九条第一項、第二項の規定により、引き続き新町の職員としての身分を保有し、その任用制度、給与などについて基本的な取扱い方針を協議しなければならぬ旨、説明がありました。

協議の結果、原案どおり承認されました。

■主な意見・質問

質問—給与の問題は合併後速やかに格差是正をするという調整内容ですが、合併後というより、合併までに調整が必要だと思えますが。

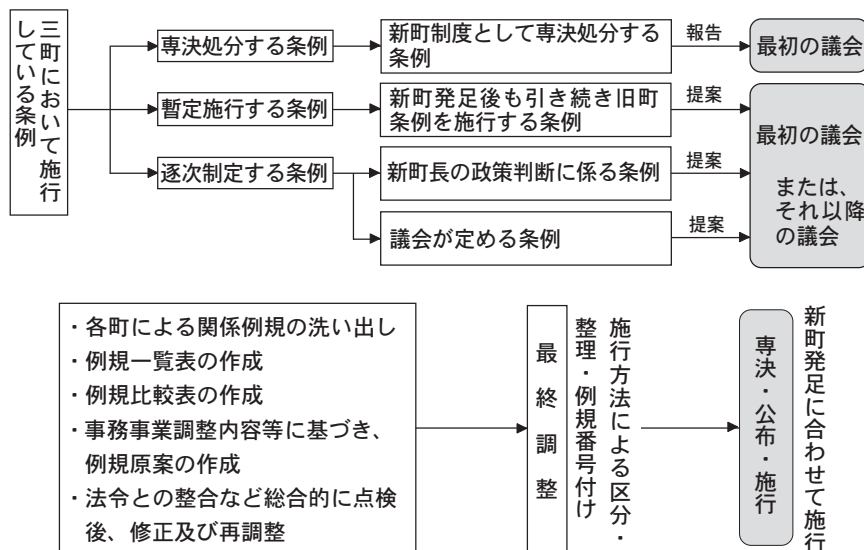
回答—合併の時期も迫っており、時間的にも難しい状況ですが、給与の格差の問題は非常に微妙な部分がありますので、相対的に検討していかなければならないと思っています。

協定項目
12

条例、規則などの取扱い

調整内容

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会において協議された各種事務事業等の調整内容に基づき統一を図り、新町の事務事業に支障をきたさぬよう整備するものとする。整備方法は「条例、規則等の整備方針」に基づき調整を行なうものとする。



◎条例、規則などの取扱い（承認）

将来のまちづくりの重要な例規のため、専門家の意見を参考にしながら、慎重に議論をすることとし、原案どおり承認されました。

■主な意見・質問

意見—三町の中で調整が必要ですので、専門家にお任せして、その審査審議の段階でじっくりとその内容を見せたいと思います。

◎慣行の取扱い（承認）

慣行の取扱いについては、任意協議会で協議を行なっていないため、本協議会で検討していくこととなります。

この調整内容について説明があり、新町の町章を決める時期について、活発な意見が交わされました。

■主な意見・質問

意見―新町名が決まらないと議論できない内容が大半あります。まず新町の名前をきちんと決めてから、議論すべきだと思います。

意見―町章に関しては、やはり新町の名前が決まった上で、そのイメージの中でどんな町章がいいか決めていけばいいと思いますが。

意見―合併時に町章ぐらいは決まっていた方がよいと思うが。その他の慣行については、後から対応していけばいいのでは。

意見―町章は町のシンボルマークです。合併後新しい町がスタートしてから、町民が一つになつての第一番目の仕事として決めていったらいいかと思っています。

意見―新町誕生後、記念式典があります。町章に関しては、誕生と同時に

3 町 の 慣 行

慣 行	大成町	瀬棚町	北檜山町
町章	○	○	○
町民憲章	○	○	○
町の花・木	○	○	○
町民の歌			○
町の鳥		○	○
宣言	○		○
成人式	○	○	○
町の表彰式	○	○	○
キャッチフレーズ			○

に募集をして、記念式典までに決めてもらえればいいのではないですか。意見―新町になつても、すぐにそこに新しい町がつくられるものではない。歴史を重ねていろいろな形態がつくられていく、その過程の中で考えればいいことだと思います。ですから、この調整内容でいいと思います。

協定項目
15

慣行の取扱い

町章、町民憲章、町の花、町の木、町の鳥等は各町で定められていますが、新町になったとき3町の住民の方々と小委員会などを設け、工夫しながら定めることが考えられます。

また、町の歌については、新町がスタートして10周年記念、20周年記念のとき、一体感を設けるということで必要に応じて制作することが考えられます。

調整内容

- ① 町章、町民憲章、町の花、町の木、町の鳥の取扱いについては、新町において新たに定める。
- ② 町の歌については、合併後必要に応じて制作する。
旧町の歌については、そのまま旧町の歌として存続するものとする。
- ③ 宣言、慣行行事は、新町において新たに定める。
- ④ 表彰制度については、合併後新たに定める。
ただし、現在の名誉町民については、旧町の例により新町に引き継ぐ。
- ⑤ キャッチフレーズ等については、新町において新たに検討する。

檜山北部3町を訪ねて 瀬棚町

人口 2,757 人 世帯数 1,139 面積 125.62km² (平成 16 年 3 月末現在のデータ)

概要

瀬棚町は、檜山支庁管内の最北部に位置し、北は島牧村、東及び南は北檜山町に接し、西は日本海に面しています。

地勢は、東北部に道南最高峰の狩場山とこれに連なる山岳地帯があり、地形は平坦部が少なく、海岸に近づくにしたがって起伏する段丘となり、大半が草地となっています。また、海岸線は変化に富んだ奇岩、絶壁が多く、狩場茂津多道立自然公園に指定されています。

基幹産業は水産業、農業を中心とした第1次産業となっています。



【茂津多岬灯台】 一九三七年に建てられ、完成当時は標高が日本一高い灯台として名をはせた。その後、一九五一年に建設された兵庫県の余部埼灯台に日本一の座を譲ることに。それから五十年の歳月を経て、二〇〇一年に屋根部分が交換され、海面から建物先端部までの高さが二九〇mとなり、再び日本一の高さを誇る灯台となった。

沿革

明治 30 年に利別村（現在の今金町）が分村し、明治 35 年には東瀬棚村（現在の北檜山町）が分村して瀬棚村となり、大正 10 年の町制施行により瀬棚町となりました。

協議会は公開しています

協議会は公開していますので、傍聴することができます。詳しくは、合併協議会事務局までお問い合わせください。

皆様の傍聴をお待ちしています。

※日時は都合により変更となる場合がありますので、ご確認ください。

第 6 回合併協議会(予定)

日時：平成 16 年 7 月 9 日(金)午後 1 時 30 分～

場所：大成町 町民センター

第 7 回合併協議会(予定)

日時：平成 16 年 7 月 23 日(金)午後 1 時 30 分～

場所：北檜山町 健康センター

新町の名称 募集します

一緒に配布されています募集チラシの専用応募ハガキ、もしくはファックス、Eメールで檜山北部3町合併協議会事務局へ応募ください。

ご意見、ご質問をお寄せください。

合併協議会事務局では、皆様の合併に関するご意見やご質問をお待ちしております。

お問い合わせは

檜山北部3町合併協議会事務局

<http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島 63 番地の 1 (北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp